

毎月15日までの会費集金
にご協力をお願いします。
会計 山崎孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行
TEL 0568-81-1482
FAX 0568-81-9756
<http://kasugaiminsyo.st1.jp>



愛知県内全域 5/31まで緊急事態宣言

「まん延防止等重点措置」と「緊急事態措置」の違い

春日井市内の店舗の場合

	まん延防止等重点措置	緊急事態措置
対象期間	4/20~5/11	5/12~5/31
時短要請	午後9時まで	午後8時まで
酒類の提供	可	不可
カラオケ設備の提供	不可	不可
交付額(年間売上 3,000万以下の場合)	1日あたり 2.5万円	1日あたり 4万円

※昼間のみ営業のカラオケ喫茶の場合、「カラオケ設備利用自粛要請枠」で申請できます。こちらの対象期間も5月31日まで延長されました。交付額は1日当たり1万円です。詳しくは、以下のホームページをごらんください。

緊急事態措置の実施に伴う「愛知県感染防止対策協力金(4/20-5/31 実施分)の実施概要について」

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/210420kyoryoku.html>

要請内容も変わります

5月12日以降は変更点があります
愛知県にも緊急事態宣言が出されました。5月12日(水)から5月31日(月)までの予定で、これまでの「まん延防止等重点措置」から「緊急事態措置」に切り替わります。これに伴って、県からの要請内容も5月11日までと変化があります。
カラオケ設備に加え酒類の提供もできなくなります
春日井市内の店舗の場合、具体的な変更点は、酒類やカラオケ設備を提供している施設の場合は原則として「休業」を要請している点です。ただし、酒類およびカラオケ設備の使用を取りやめる場合は「午後8

時まで」の金額も変わります
申請は6月開始の予定
緊急事態宣言に伴い、「愛知県感染防止対策協力金」の対象期間も5月31日までに延長されました。愛知県のホームページでは、協力金の申請受付は「6月を目途」に開始する予定とのこと。新しい情報が入り次第、「民商だより」でも随時紹介していきます。
なお、5月11日までの期間と5月12日以降では協力金の金額が変わります。多くの事業者(年間売上3千万円以下)の場合、5月11日までは1日あたり2万5千円、12日以降は1日あたり4万円です。
酒類・カラオケ設備の提供取りやめなど前回の緊急事態宣言時と比べて厳しい内容にもかかわらず、前回よりも低い支給額です。

時までの営業時間短縮」でも大丈夫です。ただ、「居酒屋で酒類を提供できないなら休業する」との声も上がっています。
また、飲食店以外の劇場、集会場、展示場なども緊急事態措置による営業時間短縮の対象となっています。
春日井市では、図書館・公民館やレディヤン春日井・市民センター等の公共施設が5月12日から5月31日まで休止となります。下の「憲法九条平和のつどい」の映画上映会も残念ながら中止となりました。

愛商連青年部

電話 052-679-6911
FAX 052-679-6912



× 廃業の危機! ? ×

学習会

「私の仕事はどうなる？」
まずは知ろう!

危険すぎるインボイス制度

日時 2021年5月28日(金)

19時~20時30分

オンラインにて実施

湖東京至さん(元静岡大学教授/税理士)の解説動画を視聴し、質疑・交流を行います。

青年部インボイス学習会

オンラインで開催します。参加希望の方はご連絡ください。ZOOMのIDとパスワードは後ほどお伝えします。

オンライン環境のない方、ZOOMのやり方がわからない方は、事務所までお越しください。

おことわり

5月30日(土)に開催を予定しておりましたが、春日井9条の会主催の「憲法九条平和のつどい2021 映画“新聞記者”上映会」は、緊急事態宣言発令に伴い会場である春日井市民会館の利用が休止となったため、中止となりました。